

住宅地震災害保険に関する法律案

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 保険者（第四条・第五条）
- 第三章 被保険者（第六条）
- 第四章 保険金の支払（第七条―第十九条）
- 第五章 費用の負担（第二十条―第三十条）
- 第六章 政府の住宅地震災害再保険事業（第三十一条―第四十一条）
- 第七章 審査請求（第四十二条―第四十六条）
- 第八章 雑則（第四十七条―第五十一条）
- 第九章 罰則（第五十二条―第五十四条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 住宅地震災害保険は、地震等により住宅が損害を被った場合に保険金の支払を行うことによつて、国民の生活の基盤である住宅の再築又は修繕を促進し、もつて被災者の生活の安定及び被災地域の速やかな復興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅 専ら人の居住の用に供する建物（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第三項の専有部分が属するものにあつては、その専有部分をいう。以下同じ。）又は政令で定めるその一部を居住の用に供する建物（当該居住の用に供する部分に限る。）であつて、国及び地方公共団体並びに政令で定めるこれらに準ずる者以外の者が所有するものをいう。

二 地震等 地震若しくは噴火又はこれらによる津波をいう。

三 地震等による損害 地震等を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による住宅の損害

（次号、第五号及び第六号に掲げるものに限る。）をいう。

四 全損 住宅の主要構造部の損害額が当該住宅の価額の百分の五十以上である損害又は住宅の焼失し若しくは流失した部分の床面積の当該住宅の延べ床面積に対する割合が百分の七十以上である損害をいう。

五 半損 住宅の主要構造部の損害額が当該住宅の価額の百分の二十以上百分の五十未満である損害又は住宅の焼失し若しくは流失した部分の床面積の当該住宅の延べ床面積に対する割合が百分の二十以上百分の七十未満である損害をいう。

六 一部損 住宅の主要構造部の損害額が当該住宅の価額の百分の三以上百分の二十未満である損害をいう。

(国及び都道府県の責務)

第三条 国は、住宅地震災害保険事業の運営が健全に行われるよう努めなければならない。

2 都道府県は、住宅地震災害保険事業の運営について必要な援助をしなければならない。

第二章 保険者

(保険者)

第四条 市町村は、この法律の定めるところにより、その区域内に所在する住宅について、住宅地震災害保険を行うものとする。

(市町村の特別会計)

第五条 市町村は、住宅地震災害保険事業に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

第三章 被保険者

第六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第十二号に規定する家屋課税台帳又は同条第十三号に規定する家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録された住宅を所有する者は、当該住宅を目的とする住宅地震災害保険の被保険者とする。

第四章 保険金の支払

(保険金の支払)

第七条 保険者は、地震等による損害が生じた場合は、当該地震等による損害に係る被保険者に対し、その請求に基づいて、保険金を支払うものとする。

(保険金額)

第八条 保険金額は、居住用建物を建築するために通常必要な一平方メートル当たりの費用として政令で定める額に、住宅の床面積（家屋課税台帳等に登録された床面積をいい、当該床面積が百平方メートルを超える場合にあつては、百平方メートルとする。）の平方メートルの数値を乗じて得た額とする。

(保険金の額)

第九条 保険金の額は、次の各号に掲げる損害の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 全損 保険金額の全額
- 二 半損 保険金額に百分の五十を乗じて得た額
- 三 一部損 保険金額に百分の十を乗じて得た額

2 保険金の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

(損害の判定)

第十条 地震等による損害の判定は、保険者が行う。

2 保険者は、前項の判定に関する事務を、都道府県に委託することができる。

(地すべり又は洪水の場合の特例)

第十一条 地震等を直接又は間接の原因とする地すべりその他の災害による急迫した危険が生じたため住宅が居住不能のものとなった場合は、当該住宅は、全損に該当する損害を受けたものとみなす。

2 地震等を直接又は間接の原因とする洪水等による水災が発生したため住宅が床上浸水又はこれに準ずる損害で政令で定めるものを受けた場合（当該住宅が全損、半損又は一部損に該当する損害を受けた場合を除く。）は、当該住宅は、一部損に該当する損害を受けたものとみなす。

(保険金の支払の時期)

第十二条 保険金は、請求を受けた日から六十日以内に支払うよう努めなければならない。

(区分所有建物の特例)

第十三条 地震等により全損に該当する損害を受けた住宅である専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項の専有部分をいう。この項において同じ。）又は全損と同等の損害を受けた住宅でない専有部分（この項において「被災専有部分」という。）が属する建物について同法第六十二条第一項に規定す

る建替え決議があつた場合において、当該決議に賛成し又は当該決議の内容により建替えに参加する旨を回答した同法第二条第二項の区分所有者の所有する被災専有部分以外の住宅は、地震等により全損に該当する損害を受けたものとみなす。

2 前項の規定により全損に該当する損害を受けたものとみなされた住宅に係る保険金は、当該建物の取壊しの工事の着手を確認した日以降に支払うものとする。

(保険金の支払の制限)

第十四条 保険者は、次の各号に掲げる場合においては、保険金の全部又は一部を支払わないことができる。

一 被保険者又はその法定代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関を含む。）の故意若しくは重大な過失又は法令違反の行為によって損害が生じた場合。ただし、保険金の支払を受ける権利を有する者が複数あるときは、当該行為を行った者の受けるべき保険金の範囲内に限る。

二 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第二項に規定する原子力損

害が生じた場合

第十五条 地震等による損害が生じた場合において、被保険者が、当該地震等が生じた日に、被保険者となった日以降に到来した納期限（当該地震等が生じた日前五年以内に到来したものに限り。）が属する年度の保険料を滞納しているときは、当該地震等による損害に係る保険金の額に当該滞納に係る年度の数を当該納期限が属する年度の数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額については、保険金を支払わない。

（損害賠償請求権）

第十六条 保険者は、第三者の行為によって損害が生じた場合において、保険金を支払ったときは、その保険金の額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、被保険者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険金の支払の責を免れる。

（不正利得の徴収）

第十七条 偽りその他不正の行為により保険金の支払を受けた者がある場合は、保険者は、支払った保険金

の額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(差押えの禁止)

第十八条 保険金の請求権は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十九条 租税その他の公課は、保険金として支払われた金銭を標準として、課することができない。

第五章 費用の負担

(国の負担)

第二十条 国は、政令で定めるところにより、保険者に対して住宅地震災害保険の事務の執行に要する費用を負担する。

(保険料)

第二十一条 保険者は、保険金の支払に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料率は、住宅の構造及び地域ごとの地震災害の危険の度合いに応じて政令で定める。

3 保険料率は、長期的に保険料収入が保険金を償うように合理的に定めなければならない。

(保険料の徴収)

第二十二條 保険料の徴収は、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の徴収と併せて行うものとする。

2 各年度の保険料は、当該年度の初日の属する年の一月一日において家屋課税台帳等に所有者として登録されている者から、同日における登録事項に基づいてその額を算定して徴収する。ただし、所有者として登録されている個人が同日前に死亡しているとき、又は所有者として登録されている法人が同日前に消滅しているときは、同日において現に住宅を所有している者から徴収する。

3 保険料の納期は、地方税法第三百六十二条第一項の規定により条例で定められた固定資産税の納期のうち最初に到来する納期とする。

(保険料の徴収の特例)

第二十三條 前条第二項のほか、保険者は、新たに住宅地震災害保険の目的となった住宅について、その所有者として家屋課税台帳等に登録された者から、その者が登録された日（この条において「登録日」という。）の属する年の四月一日を初日とする年度の保険料の額（登録日における家屋課税台帳等の登録事項

に基づいて算定した額とする。)を十二で除した額に登録日の属する月からその翌年の三月までの月数を乗じた額の保険料を徴収する。

2 前項の規定による保険料の徴収は、登録日の属する年の翌年の四月一日を初日とする年度の保険料の徴収と併せて行う。

(保険料の還付)

第二十四条 住宅が地震等による損害以外の事由により滅失した場合において、被保険者が既に住宅が滅失した日の属する年度に係る保険料を支払っていたときは、保険者に申し出ることにより、当該年度の保険料の一部の還付を受けることができる。

2 前項の規定により還付すべき保険料の額は、当該年度の保険料の額を十二で除した額に当該住宅が滅失した日の属する月の翌月から当該年度の末月までの月数を乗じて得た額とする。

(保険料の減免)

第二十五条 保険者は、天災その他特別の事情がある場合において保険料の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例で定めるところによ

り、保険料を減免することができる。

(延滞金)

第二十六条 第二十二条第三項の納期限後に保険料を納付する者は、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(地方税法の準用)

第二十七条 保険料その他この法律による徴収金（以下「保険料等」という。）については、地方税法第九条、第九条の三から第十条の二まで、第十三条、第十三条の二、第十五条から第十五条の三まで、第十五条の七から第十五条の九まで、第十七条、第十七条の二、第十七条の四から第十七条の六まで、第二十条、第二十条の二、第二十条の四、第二十条の五の二、第二十条の五の三、第二十条の九及び第二十条の九の五の規定を準用する。

(保険料等の督促及び滞納処分)

第二十八条 保険料等を滞納した者に対しては、保険者は、期限を指定して督促しなければならない。ただ

し、前条において準用する地方税法第十三条の二第一項の規定により繰上徴収をするときは、この限りでない。

2 前項の規定によって督促をしようとするときは、保険者は、当該滞納した者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、地方税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 保険者は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料等を納付しない場合は、地方税の滞納処分例によって処分することができる。

(端数処理)

第二十九条 保険料等の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(先取特権の順位)

第三十条 保険料等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第六章 政府の住宅地震災害再保険事業

(再保険)

第三十一条 政府は、保険者が負う保険責任の全部を再保険するものとする。

(再保険金の支払)

第三十二条 政府は、建設省令で定めるところにより、保険者が支払うべき保険金の額に相当する額を再保険金として保険者に支払うものとする。

(再保険料率)

第三十三条 再保険料率は、保険料率と同一とする。

(再保険料の納付)

第三十四条 保険者は、年度ごとに、建設省令で定めるところにより、政府に対し、再保険料を納付しなければならない。

(再保険料の還付)

第三十五条 政府は、保険者が第二十四条第一項の規定により保険料の還付をしたときは、建設省令で定めるところにより、保険者に対し、当該保険料の還付額に相当する額の再保険料を還付する。

(通知)

第三十六条 保険者は、建設省令で定めるところにより、保険者と被保険者との間に存する保険関係に関する事項を建設大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも同様とする。

2 保険者は、地震等による損害が生じたときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、建設大臣に通知しなければならない。

(免責)

第三十七条 政府は、次の各号に掲げる場合には、再保険金の全部又は一部につき、支払の責を免れる。

- 一 保険者が法令に違反して保険金を支払ったとき。
- 二 保険者が損害を不当に判定して保険金を支払ったとき。

(再保険金の還付)

第三十八条 保険者は、第十六条第一項の規定により取得した権利を行使したときは、その行使によって得た金額に相当する額を政府に還付しなければならない。

(審査の申立て)

第三十九条 保険者は、住宅地震災害再保険事業（第三十一条の規定による再保険に関する事業をいう。第四十一条において同じ。）に関する政府の処分につき不服があるときは、建設大臣に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立てがあつたときは、建設大臣は、住宅地震災害再保険審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（住宅地震災害再保険審査会）

第四十条 建設省に、政令で定めるところにより、住宅地震災害再保険審査会を置くことができる。

2 住宅地震災害再保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に属する事項を処理する。

3 前二項に定めるもののほか、住宅地震災害再保険審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、政令で定める。

（住宅地震災害再保険事業に関する経費の繰入れ）

第四十一条 政府は、住宅地震災害再保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度、

予算で定めるところにより、一般会計から住宅地震災害再保険特別会計に繰り入れるものとする。

第七章 審査請求

(審査会の設置)

第四十二条 都道府県に、住宅地震災害保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査請求)

第四十三条 保険金の支払に関する処分又は保険料等に関する処分に不服がある者は、審査会に審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

(審査請求の期間及び方式)

第四十四条 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

(政令への委任)

第四十五条 この章及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に規定するもののほか、審査会及び審査請求の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

（審査請求と訴訟との關係）

第四十六条 第四十三条第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第八章 雜則

（時効）

第四十七条 保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険金の支払を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない。

3 保険料等の納入の告知又は第二十八条第一項の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

第四十八条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(文書の提出等)

第四十九条 保険者は、被保険者の資格、保険金の支払及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者又は被保険者であつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。
い。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(都の特例)

第五十条 都は、第四条の規定にかかわらず、その特別区の存する区域において住宅地震災害保険を行うものとする。この場合においては、都を市とみなして第五条から前条までの規定を準用する。

(政令への委任)

第五十一条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第五十二条 偽りその他不正の行為により保険金の支払を受けた者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 被保険者又は被保険者であつた者が、第四十九条第一項の規定（第五十条において準用する場合を含む。この条において同じ。）による文書その他の物件の提出をせず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由なく答弁をせず、若しくは偽りの答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(平成九年度における特例)

2 平成九年度における保険料については、第二十二條第三項の規定中「最初に」とあるのは、「二番目に」とする。

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。

二十七 住宅地震災害保険の事務の執行に要する経費

(建設省設置法の一部改正)

4 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三号)の一部を次のように改正する。

第三條第五十一号の次に次の一号を加える。

五十一の二 住宅地震災害保険に関する法律(平成八年法律第 号)の施行に関する事務を管理する(と)。

理由

住宅が国民の生活の基盤であることにかんがみ、地震等により損害を被った住宅の再築又は修繕を促進することにより被災者の生活の安定及び被災地域の速やかな復興に寄与するため、住宅地震災害保険制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百五十億円の見込みである。